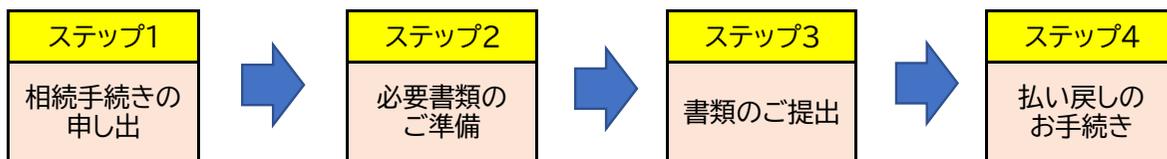


## \*相続のお手続きの流れについて\*

ここでは、ご預金の相続手続きについて基本的な手続きの流れをご説明させていただきます。

相続の形態には、さまざまな形態があり、ご提出いただく書類も相続の形態によって相違する場合がございますので、詳しい内容につきましては、お取引店舗へご相談ください。

なお、ご来店の場合は、事前のご連絡をお願いしておりますので、お取引店までお電話ください。



### ステップ1 相続手続きの申し出

ご来店連絡の際に、相続の内容について簡単な聞き取りを行いますので、電話にて事前連絡をお願いします。

また、取引内容の確認をさせていただきますので、お手元に通帳や預金証書のご準備をお願いします。

お取引の内容・相続方法に応じて、お手続き方法や必要書類のご案内をいたします。

#### ・ご持参いただくもの

- ①お亡くなりになられた方のお取引内容のわかるもの(通帳・キャッシュカード等)をご準備の上、ご来店される相続人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)をお持ちください。
- ②お亡くなりになられた方の口座は、相続手続きが完了するまでご入金やご出金はお取り扱いできなくなりますので、あらかじめご了承ください。

### 初回のご来店で残高証明がご入用なお客様は、次の書類が必要となります。

- ①被相続人(お亡くなりになられた方)の戸籍謄本(お亡くなりになられたことが記載されている戸籍謄本または、法定相続情報一覧図等)
- ②ご来店された方が相続財産の権利者であることがわかる書類(相続人であることが確認できる戸籍謄本または、法定相続情報一覧図等)
- ③ご来店される相続人の印鑑証明書(発行日より3か月以内)
- ④ご来店される相続人の実印
- ⑤ご来店される相続人の本人確認書類(マイナンバー・運転免許証等)

## ステップ2 必要書類のご準備

・営業店にて提示された書類のご準備をお願いします。

一般的な必要書類

- ① 

・除籍謄本		
・改製原戸籍	または	法務局発行の法定相続情報一覧図
・戸籍謄本		
- ② 相続人様全員の戸籍謄本
- ③ 相続人様全員の印鑑登録証明書(発行日より3か月以内のもの)

・相続の形態により必要書類は変わります。

次項 \*相続手続きに関してご提出いただく書類\* をご参考にしてください。

## ステップ3 書類のご提出

・ご提出いただいた相続関係書類を確認したのち、必要に応じた金庫所定の相続手続書類をお渡しいたします。

※相続の内容によっては、相続関係書類の確認に数日から2週間程度必要となる場合がございます。

あらかじめご了承ください。

・ご記入いただく書類は、相続人ご本人様による署名・実印の押印をお願いいたします。

・ご記入いただいた相続関係書類と一緒に、被相続人(お亡くなりになられた方)の通帳や証書をご提出ください。

・通帳や証書を紛失している場合、手数料が必要となりますのでご注意ください。

## ステップ4 払い戻しのお手続き

・すべての相続手続書類をご提出いただいてから、ご指定の方法でのご解約となります。

・解約にお時間がかかる場合がございますので、余裕をもってご来店ください。

・取引内容や支店の状況によっては、当日払戻のお手続きが完了しない場合がございます。あらかじめご了承ください。

ご注意:ご提出いただいた書類に不足等ある場合には、再度ご提出いただく場合や追加の資料をご提出いただく場合もございます。

相続の手続きは、予想以上にお時間がかかる場合がございますので、閉店前のご来店はお受付できかねる場合があります。

また、来店前のお電話をいただいた際に、相続内容等について質問をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。